

浅口市中小企業成長支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

浅口市長 様

申請者
住所又は所在地

事業所名及び
代表者氏名

担当者・連絡先

浅口市中小企業成長支援事業補助金交付要綱（平成27年浅口市告示第44号）第6条の規定により、次のとおり申請いたします。

補助年度	令和 年度	補助事業区分	産業財産権取得事業	
申請者の概要	資本金等の額	円	従業員数	人
	事業概要			
出願の内容	出願の名称			
	補助事業の内容 対象となる産業財産権	特許権 ・ 実用新案権 ・ 意匠権 ・ 商標権		
	対象経費	出願 ・ 出願と審査請求料等		
	出願（予定）日	令和 年 月 日		
	出願審査請求（予定）日	令和 年 月 日		
	産業財産権取得（予定）日	令和 年 月 日		
補助事業経費	円			
補助対象経費	円			
補助金額	円（※千円未満切り捨て）			

補助事業の概要	
期待される効果（具体的に）	

[添付書類]

- ・法人又は団体の場合は、市内に事業所又は事務所を有することが確認できるもの（法人登記事項証明書の写し等）
- ・個人の場合は、市内に住所及び事業所を有することが確認できるもの（申告書の写し等）
- ・事業概要等の資料（他の添付書類で確認できる場合等は不要）
- ・産業財産権の概要等の資料
- ・収支予算書
- ・弁理士費用の見積書（出願に要する費用）
 ※出願料等については、産業財産権関係料金一覧の該当部分の写し等も添付すること
- ・誓約書（浅口市中小企業成長支援事業補助金交付要綱第2条第2号に規定する者がいないことを誓約する書面）
- ・その他市長が必要と認める書類

[注意事項]

- ・補助率2分の1以内、補助限度額10万円です。
- ・複数年度にまたがる出願であっても、同一出願につき1回限りです。また、同一年度当たり1事業（回）を限度とします。
- ・補助事業の計画を変更（補助対象経費の増減が20%未満の軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要がありますので、速やかに市役所産業振興課（☎44-9035）にご相談下さい。